

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書

令和2年8月7日

栃木県知事 福田富一 様

自由民主党栃木県支部連合会

会長 茂木敏夫

とちぎ自民党議員会

会長 三森文徳



新型コロナウイルス感染症対策については、これまで、国は、2次にわたる補正予算を成立させ、また、県においても、これに呼応しながら、4次にわたり、総額1,380億円に及ぶ補正予算を編成し、感染拡大の防止、生活支援や事業者の資金繰り支援など、様々な取組を進めてきたところである。

5月25日には、約1か月半に及ぶ緊急事態宣言が全国で解除され、7月22日からは、観光等の需要喚起を図る、国のGo To トラベルが開始されるなど、社会経済活動の本格化に向けた動きが見られるが、こうした中、都市部を中心として全国的に感染拡大が生じている。

本県においても、このところ感染拡大のスピードが増し、クラスターが発生するなど、7月末には警戒度レベルが「感染拡大注意」に引き上げられ、また、感染者数も今月3日に200名を超えたところであり、第2波が到来した状況にあると見ることができる。

このような状況に鑑みると、社会経済活動を継続しつつ、感染拡大の防止を図る取組を、より一層強化することが必要であると考えます。

このため、県において、引き続き知事の強いリーダーシップのもと、県民の命と生活を守る取組を、スピード感をもって講じていくことを期待し、以下の項目について要望するものである。

## 1 検査体制の更なる充実について

県は、PCR検査体制の充実に努めてきており、体制強化が図られてきたが、クラスター等による感染防止を図るため、更なる検査体制の整備を行い、陽性者が発生した場合、濃厚接触者はもとより、接触者に対しても確実に検査を実施すること。

## 2 社会福祉施設等への支援について

これまで、社会福祉施設等に対しては、感染拡大防止のための留意点等を通知し、その取組を周知してきたが、今後の感染拡大の懸念を払拭するため、直接、施設の管理者等に対し感染拡大防止対策や発生時の対応方法などの指導を実施していくこと。

社会福祉施設等で感染者が発生した場合に備え、関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた施設職員の応援体制や発生施設支援チームの派遣体制を速やかに構築すること。

高齢者や障害児者を介護している者が新型コロナウイルスに感染して入院し、要介護者が一人で自宅に残される場合などを想定し、その生活に支障が生じることがないように適切な支援のあり方を速やかに検討すること。

## 3 医療機関支援について

県は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が苦しくなった医療機関の支援のため、緊急経営安定化資金を創設し、7月から募集を開始したところであるが、感染の再拡大によって影響を受ける医療機関が増えるものと考えられることから、更なる周知に努めること。

また、必要に応じて、利子補給の拡大等融資条件の見直しを行うなど、利用促進に努めること。

## 4 インフルエンザ対策について

- (1) インフルエンザワクチンの供給量が限定される中、重症化のリスクがある高齢者等は定期接種対象者となるが、任意接種となる者のうち、同様に重症化を警戒すべき児童をはじめ、社会的機能を担う医療・介護従事者等について早期接種が必要と考えることから、このような早期接種が必要な対象者を示すよう国に要望すること。併せて、県民が広く接種を受けられるよう、安定的な流通・確保についても国に要望すること。
- (2) 季節性インフルエンザウイルスと新型コロナウイルスによる症状を臨床的に鑑別することは困難であることから、地域外来・検査センターにおいて、新型コロナウイルス感染症と同時に季節性インフルエンザの検査ができる体制を検討すること。

## 5 資金繰り支援について

- (1) 売上高等が減少している中小企業を支援することを目的とした「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」及び「新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金」について、新型コロナウイルス感染症がもたらす県内経済への影響の大きさに鑑み、今年度予算の更なる増額を行い、それぞれの資金の融資枠を拡充すること。
- (2) 医療機関の受診を手控える動きが広がるなど、経営悪化に陥っている医療機関を支援するため、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の融資対象に「医業を主たる事業とする法人」を追加すること。
- (3) 中小企業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済的ダメージから脱するには相当な時間を要することから、次のとおり期間の延長を働きかけること。
  - ① 令和3(2021)年1月31日までに融資実行されたものが対象となる「新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金」の利用期間の延長がなされるよう、国に対して必要な働きかけを行うこと。
  - ② 指定期間が令和2(2020)年9月1日までであるセーフティネット保証4号、また、令和3(2021)年1月31日までであるセーフティネット保証5号及び危機関連保証の指定期間の延長がなされるよう、国に対して必要な働きかけを行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営状態が悪化した中小企業に対しては、日本政策金融公庫の資本金劣後ローンなどの資本増強策が有効であることから、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間、継続して実施するよう国に要望すること。

## 6 サプライチェーン再構築支援について

感染症の感染拡大に伴い、サプライチェーンの脆弱性が顕在化し、海外に発注していた部品の自社製品への切り替えや新たな受注に対応する動きが強まっていることから、「サプライチェーン再構築支援補助金」の更なる増額を行うこと。

## 7 地域企業再起支援事業について

県内事業者が行う感染症対策のための店舗や事務所の改装や機器整備等に要する費用の一部を補助し、事業継続や再起に向けた取組を支援する「栃木県地域企業再起支援事業費補助金」については、現在も多くの事業者からこの補助金を期待する声が挙がっていることから、国に働きかけるとともに、今年度予算の更なる増額を図ること。

## 8 雇用の維持について

雇用調整助成金の緊急対応期間は9月末まで延長されたが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見込めず、引き続き雇用の維持を図る必要があることから、緊急対応期間を10月以降も延長するよう、国に対して必要な働きかけを行うこと。

## 9 事業の継続への支援について

後継者の不在に加え、新型コロナウイルス感染症による経営状況の悪化から事業継続を断念する中小企業者の増加が予想されるため、事業承継が円滑に行われるための支援が必要である。特に、債務超過となっている中小企業者であっても、意欲ある後継者に円滑に事業を承継できるよう、弁護士等の専門家派遣や保証債務の整理等の支援策を検討すること。

## 10 差別解消について

新型コロナウイルス感染者数が増加している中で、感染された方や御家族、治療に当たっている医療関係者やその御家族等に対する不当な差別や偏見、いじめ、SNS上での誹謗・中傷等があってはならない。知事をトップに、県を挙げて、これらの未然防止に努めること。